

平成26年6月12日

総務文教常任委員会 会議録 審査内容  
◇会議録

- 1 日 時 平成26年6月12日  
開会 10時00分 閉会 10時55分
- 2 場 所 幕別町役場 5階会議室
- 3 出席者 6名  
委員長 前川雅志  
副委員長 田口廣之  
委員 小川純文 乾邦廣 芳滝仁 中橋友子
- 4 傍聴者 加藤秀雄 岡崎節子 北原博子 鈴木志摩子 成沢せい子  
小島智恵 谷口和弥 野原恵子
- 5 事務局 局長 野坂正美 課長 萬谷司
- 6 審査事件
- 1 付託議案の審査について
    - ・陳情第4号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書
    - ・陳情第5号 「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書
    - ・陳情第6号 「憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書」の提出を求める陳情書
    - ・陳情第7号 「教育委員会制度の改定を行わないことを求める意見書」の提出を求める陳情書
    - ・陳情第10号 札内支所の総合支所昇格に伴う陳情書
  - 2 所管事務調査項目について
  - 3 道内研修について
  - 4 その他
- 7 審査結果 別紙

委員長 前川 雅志

## ◇審査内容

(10:00 開会)

- 委員長（前川雅志） ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。  
はじめに、付託されました議案の審査についてであります。陳情第4号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書につきまして、議題とさせていただきたいと思ひます。  
委員のみなさまからご意見がありましたら、挙手のうえ発言をお願いいたします。芳滝仁委員。
- 委員（芳滝仁） この陳情につきまして、去年も6月議会で上がっておりまして、まったく文言が同じで、年度が替わっているものであります。その時も原案可決されているというものであります。
- 委員（中橋友子） 昨年、同じ内容で提出されているものであるということと、30人以下学級の動向については、今年予算について今まで以上に後退した予算、1年生まで実施されて段階的に進む方向であったものが止まってしまったということがありますので、この時期に出すことは、より大事であると思ひます。
- 委員長（前川雅志） ほかに意見ありませんか。  
(なしの声あり)
- 委員長（前川雅志） 陳情第4号については採択するというところでよろしいでしょうか。  
(よいの声あり)
- 委員長（前川雅志） 異議なしと認めます。陳情第4号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書につきましては、採択とさせていただきます。提出します文面につきましては正副委員長にお任せさせていただきたいと思ひます。  
次の議題に入ります。陳情第5号「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。委員のみなさまからご意見がありましたら、挙手のうえ発言をお願いいたします。芳滝委員。
- 委員（芳滝仁） この陳情につきましても、去年6月議会で上がっておりまして、まったく文言が同じで、年度が替わっている形のものであります。そういうことで、その時も原案可決されているというものでありますので、それでよかろうかなと思ひます。
- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ありませんか。  
(なしの声あり)
- 委員長（前川雅志） よろしいですか。無ければ、陳情第5号は採択することとしてよろしいですか。  
(よいの声あり)
- 委員長（前川雅志） 陳情第5号「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書につきましては採択といたします。これにつきましても正副委員長にお任せさせていただきたいと思ひますがよろしいですか。  
(よいの声あり)
- 委員長（前川雅志） 次に陳情第6号「憲法解釈変更による集団的自衛権の行使

容認に反対する意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。委員のみなさまからご意見がありましたら、挙手のうえ発言をお願いいたします。中橋委員。

- 委員（中橋友子） 憲法解釈変更による集団的自衛権の行使をやめてくださいという陳情書ですが、この背景は今年に入りまして、安倍首相の私的諮問機関であります安保法制懇といういわば、安倍内閣の身内の集まりといわれておりますが、その安保法制懇から、憲法解釈で集団的自衛権の行使を認めるというようなまとめが提出されまして、それによって議論が開始されました。

具体的に提出されたのは先月、5月の15日ということであります。集団的自衛権を巡っては、憲法9条を柱として色々な論議がされてきましたが、しかし、憲法を解釈で行使するという事は、今回初めて安保法制懇の中で出されてきたものであります。5月15日に出されて、予算委員会のなかで集中審議されたのはわずか2日間しかないのです。5月28日に衆議院で、それから翌日に参議院の外交防衛委員会で審議されたと。たった2日間しか審議されていないのです。そして首相は今会期末が6月22日ではありますが、6月20日までに閣議決定をしたいということで、国民の議論の余地もないままに強硬に進めるやり方は、秘密保護法のときもそうでしたけれども、内容以前に、決め方に大きな問題があるということで、この陳情書もそこに絞られまして、下段に書かれていますが、憲法9条を守れと主張する人も、憲法を変えるべきだと考える人も、閣議決定で憲法解釈変更という手段を取ってやることは認められないというものであります。従いまして、今この緊迫した状況でありますから、住民の意思決定機関として、国民、住民の不安を届けるということは、大切なことだと思いますので、私はこの陳情が、大事な時期に提出されているものだと思います。

- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ありませんか。乾委員。
- 委員（乾邦廣） 委員長に確認をさせていただきたいと思いますが、ただいま中橋委員から討論じみた発言でしたが、そういう質疑でよろしいですか。委員長、休憩を求めます。
- 委員長（前川雅志） 暫時休憩します。

（暫時休憩）

- 委員長（前川雅志） 休憩を解いて再開いたします。乾委員。
- 委員（乾邦廣） 私はこの陳情書の中身を見ます時に、この文言で、「海外で戦争をする国にしようとするものです。」そして、世論調査では、毎日の57%が解釈改憲に反対しているものだという文言が入っておりますけれども、この、海外で戦争する国、日本人誰一人戦争を仕掛ける人はいないだろうと思っております。これは相手方が攻撃をされた時に応戦をする、ということは日本人の皆さん思っているかもしれません。私もそう思っておりますけれども、それともう1点。毎日新聞の57%が憲法解釈改憲に反対しているという世論調査でありますけれども、報道マスコミ各社全然違うのですよ。そこも理解しながらこの意見書について議論していきたいと思っております。そこで、私は憲法改正派であることを申し添えて発言させていただきますけれども、やはり今、国際情勢を見るときに、世界第2位の経済大国になってきております中国が、巨大な軍事力を背景に、力づくで東シナ海、南シナ海を領土、領海、領空を我が物顔に、国際法を無視したことで近隣諸国との争い事が始まっております。これは憲法を改正して、集団的自衛権を行使することは原則だと私は思っております。しかし最近の中国を報道で見る限りは大変乱暴なことでありますし、憲法改正するには国民投票のことを考えると2年、3年の時間は必要なだろうと思っております。その間に起こっている中国の横暴

を認めるわけにもいきませんので、やはりここで憲法解釈を変更してでも、我が国の領土、領海、領空は断固として守る、という個別自衛権に加えて、集団的自衛権の整備を急ぐことは大事なのかなと思っておりますけれども、国民のそんなに偏って賛成、反対が分かっているような状況でもありますし、政府がまだ閣議決定もしておりませんことから、どのような成り行きになるかわかりませんが、私は今日の委員会1回で結論を出すことは不可能だと思っております。以上です。

- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ございませんか。中橋委員。
- 委員（中橋友子） 一つ言えるのは、「海外で戦争する国にしようとするものです。」という文言がありますよね。集団的自衛権、これは、考え方を述べさせていただきますが、集団的自衛権に相對して個別的自衛権、今、乾委員がおっしゃられるような心配というのは、私は個別的自衛権の範囲だろうと思えます。集団的自衛権というのは、これまでの議論のなかで明言されているように、我が国の中で脅威にさらされた時に発動するというのではなくて、すでに年内にアメリカとのガイドラインに盛り込むと安倍首相が言っているとおり、あくまでも海外。実際に今アメリカが行っているのは海外ですからね。そういうところにつながる、これは事実であります。

もう一つ、世論調査のことがありました。ここでは毎日新聞の世論調査だけが描かれておりましてどうなの、他にもあるのだろうということでもありますけれども、5月2日にNHKが行った世論調査では、これは憲法9条に関わってのものです、改定の必要があるという方が23.1%。それに対して必要はないは38.4%。また東京新聞。4月30日付。これでは、高いのですが、変えないほうがよいが62%、変えたほうがよいが24%。これはいずれも世論調査ですから、その時の世論を反映する。これは5月の世論調査なのですけれども、去年の4月の時点と比較すると逆転してきている。去年の4月の時点ではNHKでも、憲法改定については必要あるとする方が多かったですよ。東京新聞も毎日新聞も同じです。ですから、他にも新聞社がありますからそういうところがどうなのかということはおざまりですが、この反映はたまたまここに事例として取り上げられておりますけれども、往々にして、他のマスコミの中でも結果については報道されているという事実がございます。以上です。

- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ございませんか。芳滝委員。
- 委員（芳滝仁） 憲法を変えるとかいう前に、日本の憲法がありまして、その9条の中で、「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威力または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。2、前項の目的を達するため、陸、海、空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」これが今の憲法でありまして、これをどのように解釈して、集団的自衛権をしてこれを良しとしていくことができるのだろうか、というのが私のところでの、これに関しての根本はそこを考えていかないとならないのだろうと思っております。
- 委員長（前川雅志） 他にご意見ございませんか。小川委員。
- 委員（小川純文） この陳情につきましては国の根本、この先に向けてを左右する、大きなことであって、先般も秘密保護法等いろいろありましたけれども、日本という国と世界を、いろいろな観点を、国内においてもそうですが、色々な事例の中で鋭意検討されている状況でありますので、まずはもう少し成り行きを見ないと、まだ判断できる状況ではないのかな、と現時点では考えております。
- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ございませんか。中橋委員。

- 委員（中橋友子） 色々な国の根幹にかかわるようなこと、出てきますよね。その時に私たち一人ひとりがどう向き合ってどう判断していくかが問われます。小川委員おっしゃられるように、その背景を熟知理解し、世論を含めて受け止めていこうと思えば、時間のかかる問題、これは否定する何物もありません。そうだと思います。そういう側面を持ちながらも、進める方は時間に関係なくどんどん突き進んでいく。

はじめに申しましたように、6月20日までに結論をだす、あと一週間後なのです。そこが本当に乱暴だと思います。本当に必要なことであればもっと時間をかけて、きちんとやっていくべきことだと思いますが、そうはしない。先ほど乾委員言われたように、背景には度重なる中国の蛮行があるのだ、そういうことに時間をかけていられないのだということなのだろうと思いますけれども、私はその解決の手段としても、腰を据えて、戦後の日本の進んできた道を学び、それを固持する必要があると思います。これまでも、戦後、日本は色々な脅威の中にさらされてきたと思います。先にはソ連とアメリカが二大国で敵対していた際に、ソ連の脅威にさらされました。それから、韓国の問題、中国の問題も。その都度日本は、武力行使ではなく、話し合いの道を選んできた歴史的背景があります。なぜそこに進んだかということ、先ほど芳滝議員が言われたような、根本となる憲法があったということだと思います。私は今の中国とか韓国の状況も、ひどい状況だと思います。だからと言って、こういうことに突き進むことが結果としていいことを招かない。今、世界で紛争が少なくなってきた理由は、武力による解決の手段を選ばないということが広がってきていると考えますので、拙速にこのようなことを決めてほしくない。私たちは、限られた時間しか与えられない中で可能な手を打たなければならないという思いで、今こういうことを判断していくことが大事だなと思います。

- 委員長（前川雅志） ほかにございませんか。
- 委員（芳滝仁） 昨日の国会のやり取りを聞いておりましたが、国の方では総理は6月22日までには閣議決定をするという意味は固くて、変えないという意味表明を党首討論の中でもされておりました。最高権力者がそういう意向のもとで腹を据えて進められていくのだろうと。陳情者にしましたらそういうところを見越して、それに間に合うように議会として議論をして可否を問うて、議会としての考え方を示していただきたいという考えが陳情者の意向としてあろうかと思えます。陳情者の意向を受け取る上では、この陳情におきましては今議会中に議会としての考え方を明らかにしていくということが陳情者に対しての議会の姿勢ではないかと思えます。
- 委員長（前川雅志） ただいまお二方から今議会での結論、審査をしていくことが大切という意見が出されました。その前には、今の時点で判断していくことは難しいということと、成り行きをみていかないと今判断できるものではないという意見、二つずつ受けたわけですが、委員会としてこれからどうするかについて、みなさまからもう一度ご意見を伺いたいと思います。

特にご意見が無いということではありますが、二人がこの時点で判断できないという意見が出ている以上、今の段階で討論して、賛否を決めていくということは委員長として諮りかねると思いますので、みなさまに、今回は継続審査としてお諮りしたいと思えますがいかがでしょうか。中橋委員。

- 委員（中橋友子） 会期まだ残っておりますので、できるだけその期間で、委員会としては陳情者の思いに沿う結論をだしていくということが大事だと思いますので、本日結論を出すことについては、お二人から時間が必要だという意見が出ておりますので、それは保障するべきだと思います。ただ、会期中が原則だと思いますので、会期中に結論

を出す方向で決めていただければと思います。結果としてどういう結論になるということとは別問題です。進め方で申し上げたいと思います。

- 委員長（前川雅志） 芳滝委員。
- 委員（芳滝仁） 私も中橋委員と同じ考え方です。
- 委員長（前川雅志） 乾委員。
- 委員（乾邦廣） 私も、集団的自衛権の陳情に対しては、今日の委員会で結論を得るのは無理という発言をさせていただきました。政府も、今国会の会期末までは閣議決定はできないだろうという話もしておりますことから、中橋委員が言われた通り会期中の継続審査が基本だろうと思います。万が一この定例会中に結果が出なかった場合には閉会中の継続審査でも仕方ないという意見でございます。
- 委員長（前川雅志） 他にご意見ございませんか。無ければ、陳情第6号「憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書」の提出を求める陳情書につきましては、開会中の継続審査とさせていただきたいと思いますがよろしいですか。

（よいの声あり）

- 委員長（前川雅志） それでは陳情第6号については開会中の継続審査ということで決定いたしました。

つづいて陳情第7号「教育委員会制度の改定を行わないことを求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。委員のみなさまからご意見がありましたら、挙手のうえ発言をお願いいたします。中橋委員。

- 委員（中橋友子） 今年に入りましてから急速に動きが出まして、国会に法案が提案されたということです。法案の原案が出されたのが3月11日ということですので今日まで約3か月間あります。中身が大きく3点ありまして、一つは現在の教育委員会の制度のことについて、それぞれの町が教育政策の基本を決めるときに、今まではその自治体独自で決めるものだったものを、今度は国で方針を出してきますということが一つ。もう一つは、教育委員会がありまして、教育委員長という人が選ばれているわけですが、教育委員長制度を無くしてしまっ、新しい教育長を決めると。つまり、住民代表機関の委員長は無くしていくということでもあります。そうすると、3つめですが、教育の独立性が損なわれて、戦前に逆戻りしますということでもあります。

この陳情書が出されまして色々調べてみましたら、日本の教育委員会制度は戦後間もなく作られているのですけれども、戦前の教育が戦争に向かっていくときに、当時戦争推進されていた経過から行って、その反省に基づいて、戦後は教育行政を独立させて教育方針を持つのだということから、教育委員会制度が始まったのです。そしてその当時は公選制でありましたから、私たちと同じような、選挙で選ばれてくる仕組みだったわけですが、わずか8年で変えられて、首長が任命するという現在の形になった経過があります。ですから、そういう点では本来の公選制に戻るべきものであると思うのですけれども、しかし、首長が任命する形をとってきたけれども、住民で構成する教育委員制度は保たれて今日まできた現状があります。ですから私は、この時期に変えるというもくろみを非常に危惧するわけですが、住民から選ばれて決めていく民主的な機関というのは保障すべきだと思います、こういった陳情の中で危惧されることは当然だと考えております。

- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ございませんか。
- 委員（乾邦廣） 教育委員会制度の改定は、全国的ないじめによる自殺が契機で教育委

員会の改定がなされたのだらうと認識しております。教育委員会の制度は早くから形骸化しているといわれておりました。今回、いじめによる自殺が原因で教育委員会制度が衆議院を通過しております。参議院はまだ通過しておりませんが、テレビ報道で見ますと、あれだけのいじめによって、子どもたちが自殺に追い込まれている。その対応を見ています時に、教育委員会委員長、教育長、誰一人責任を取った委員会はないように感じております。ここは、教育行政全般に教育長が責任を持って、この教育委員会制度改正をしたというところは前向きに評価しているところでありまして、ただ参議院も通過しておりませんので、まだ時間もありますので、もう少し勉強しながら、今日の委員会で結論を得ることは難しいだらうと私は思っております。

- 委員長（前川雅志） ほかにございませんか。芳滝委員。
- 委員（芳滝仁） 前教育基本法が改正されてまことに素晴らしい前文が無くなった、まことにじくじたる思いであります。現基本法でもかろうじて基本的人権が盛り込まれたというところでありまして。さまざまな、今乾委員おっしゃったような現場の問題もありましょうし、機構の問題もあろうかと思っておりますが、その大きな流れとして、いわゆる為政者の意向が、教育の現場に強く反映されるような流れになっている感じがするところでありまして、それが改正されてきた流れのなかで、こういう形のことが出されてきたのだらうなということがあります。私の考えるところでは基本的に、子どもたちはどうなのだらうと。これから日本の中で生活し、生きていく子どもたちが国を作っていく、その子どもたちにとってこの方向がいいのか悪いのか。それが、私が一番、教育行政を考えていくときに考えていかななくてはならないと思っております。その視点を外した議論は押し付けの議論になっていくだらうと思っております。そういう意味で、その視点から私は考えていきたいと思っております。乾委員がおっしゃったように、まだ、具体的な中身のことで、そして方向性のことはこれから内容が出てくるのだらうと思っております。このことに関しましては注視をして、厳しく勉強していかなくてはならないという考えであります。
- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ありませんか。小川委員。
- 委員（小川純文） この陳情につきましても教育委員会の改正でありますので、この行く先、わが町にも直接影響してくる問題であると思っております。今、芳滝委員も言われているように、具体的な、頭の部分は見えてきているのですけれども、今回の改正の趣旨がどうなのかというところがしっかりしてきていない。最終的には地方自治体に降りてくる話なので、もう少し検討させていただければと思っております。
- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ございませんか。田口委員。
- 委員（田口廣之） 私も、この件につきましては、もう少し精査が必要で、継続して議論を深めるべきだと思います。
- 委員長（前川雅志） ほかにありませんか。中橋委員。
- 委員（中橋友子） 小川委員言われるように、直接うちの組織機構に関わってくることでありますから、色々な角度から検証していくことは私も大事だと思います。乾委員言われたように、直接の引き金になった問題はいじめ問題、大津小学校の子どもさんがいじめられて自殺した、それを教育委員会が隠ぺいしたという、今から3、4年前の事件ですけれどもね。そういうことで、教育委員会はそれでいいのかということがあったのは、これは事実だと思います。その時の検証も、行政から出ている教育委員会と、民間からの教育委員、その格差というか意思の疎通ができない、蚊帳の外に置かれていた、行政側で全部進めていたというような流れもあって、こういう流れがあったからこそ、

今の、民間から出されている制度を大事にしなければならない、という意見もあることは事実です。そういうところを掘り下げて、自分の教育行政が、わが町の状況がどうなっているのかというところを含めて検証しながら、結論を出していくということは大事だと思いますので、皆さんの思いは汲みたいと思います。

- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ございませんか。それでは継続して整理をさせていただきたいというご意見がありましたので、陳情第7号については、会期中の継続審査としてよろしいですか。

（よいの声あり）

- 委員長（前川雅志） それでは陳情第7号「教育委員会制度の改定を行わないことを求める意見書」の提出を求める陳情書については、会期中の継続審査ということで決定いたしました。

次に陳情第10号「札内支所の総合支所昇格に伴う陳情書」についてを議題といたします。委員のみなさまから、ご意見がありましたら挙手の上、発言をお願いいたします。芳滝委員。

- 委員（芳滝委員） 札内支所の総合支所昇格に伴う陳情書について、内容については多岐にわたり触れられているところであります。趣旨につきましても、考え方としてそうなのだろうと、その方向性は理解できるところでありますけれども、先日、資料配布がありまして、支所、総合支所の形とはどういうことかというところの、総合支所の設置の明確さが見えてこない。名前だけが総合、ということであって、内容は支所と変わらないという位置づけ、総合支所だからといって何か権限を持って、そこで決裁権があつてということにはなっていないようでありました。趣旨は賛同するのでありますけれども、総合支所という名称にしていくということにつきましても、今後、議論のありました札内支所の改築も進められるようでありまして、中身がどうなるのか、この陳情にありますように防災対策、公民館だというなそういう格好になるのか、そういう中身について議会においても議論を深めなければならない大切な課題でありますので、そういう中でこのことにつきましても、受け止めて議論していく必要があるのではなかろうかと。

先に名前ありきではなくて、その意向は受け止めながら、名称につきましても勉強し、町民の意見も聞きながら、議論を深めていくほうが大事ではなかろうかと思えます。

- 委員長（前川雅志） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 私も同じなのですけれども、いただきました資料を見ましたら、支所と総合支所、あるいは出張所、この区別が今の現状をみても正しく区別するような仕組みになっていなかった。裏を返せば、札内支所の機能というのが、この資料でいくと出張所の機能しかないということも改めて勉強させていただきました。

実は私は所管に値するかなと思ったのです。もちろん、結論を出さなくてはならないですし、出された方の思いもよくわかります。人口が大半向こうにいて、一つのところで事務事業完結するようにしてほしいという、それは当然だと思います。だけど、名前を変えただけでそれが満たされるかといえばそうではないので、違いも含めて、今の体制を進めているのは行政ですから、意見交換も含めて調査をしたうえで、間に合わせて結論をだすということになります。おそらく新しく支所ができるという体制の中で臨まれていると思いますので、時間があると思いますから、調査研究の時間をいただきたいと思えます。

- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ございませんか。ただいま中橋委員の意見によると、会期中というよりも、閉会中の継続審査で、調査を行いながら審査をしていきたいとい

うことですが、みなさまそれでよろしいですか。

(よいの声あり)

- 委員長（前川雅志） それでは陳情第10号 「札内支所の総合支所昇格に伴う陳情書」につきましては、閉会中の継続審査と決定いたしました。